

令和7年3月27日
運営協議会承認

木更津工業高等専門学校
令和6年度

自己点検・評価書

領域1 教育の内部質保証システム
令和7年3月13日

木更津工業高等専門学校

※自己評価

- ・S一点検項目について高度な対応を実施している。
- ・A一点検項目を的確に実施している。
- ・B一点検項目について実施はしているが、改善点等が見受けられる。
- ・C一点検項目について実施されていない。

基準ごとの自己点検・評価

領域1 教育の内部質保証システム

基準

【重点点検・評価項目】

1-1 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

観点1-1-① 教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等が整備されていること

自己点検・評価結果【A】

令和6年度に「自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則」が定められたことにより、教育活動を中心とした学校の活動の総合的な状況について、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針、体制等がより一層明確化された。本校の「学則」において、自らが点検及び評価を行うことが規定され、その詳細については「自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則」に定められている。また、自己点検・評価の計画については「自己点検・評価 計画表」にまとめられている。内部質保証に責任を持つ委員会とその責任者として点検・評価委員会とその委員長となる総務担当副校長がおり、教育研究活動及び各教育課程の責任者との情報共有機関として運営調整会議と運営協議会が存在する。このことから、点検項目の内容を的確に実施していると評価できる。

自己点検・評価結果欄(該当する○欄をチェック◎)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考
(1) 学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていること。 ◎ 定められている ○ 定められていない	◇自己点検評価及び評価に関する基本方針が明示されている規程等 学則 自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則(細則第6号) 自己点検・評価 計画表	 本校学則第1条の2に「本校は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。前項の点検及び評価の結果について、本校の職員以外の者による検証を行うものとする。」と記載されている。 第2条に自己点検・評価について記載され、5年1サイクルとなる自己点検・評価を実施することが定められている。 機関別認証評価の領域ごとに、5年1サイクルとなる自己点検・評価の計画が作成されている。
(2) (1)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)が整備されていること。 ◎ 整備されている ○ 整備されていない	◇実施体制等が確認できる資料(学則、自己点検評価規程等) 自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則(細則第6号) 点検・評価委員会規則(規則第13号) 運営調整会議規則(規則第13号) 運営協議会の運営に関する規則(規則第19号) 組織及び運営に関する規則(規則第1号) 副校長及び事務部長が所掌する委員会規則(規則第14号) 令和6年度学内役職員一覧	 第2条(1)において、「点検・評価委員会が自己点検・評価の総括を行う。」とされており、別表1および付録1において、責任委員会等が明確にされている。 自己点検・評価委員会の委員長として総務担当副校長をもって充てることが定められており、自己点検・評価には総務担当副校長が責任を持つ。 教育研究活動等及び各教育課程に責任を持つ総務担当副校長との情報交換の場として、本校の執行機関である運営調整会議がある。 教育研究活動等及び各教育課程に責任を持つ総務担当副校長との情報交換の場として、本校の運営に関する審議、合議機関である運営協議会が存在する。 教育研究活動等及び各教育課程に責任を持つ総務担当副校長との情報交換の場として、本校の運営に関する審議、合議機関である運営協議会が存在する。 副校長および事務部長が所掌する委員会は規則に定められており、責任者が明確にされている。 点検・評価委員会が確実に組織されている。
(3) 施設・設備、学生支援に関し、学校として定期的に自己点検・評価を実施するための方針が定められていること。 ◎ 定められている ○ 定められていない	◇自己点検評価及び評価に関する基本方針が明示されている規程等 自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則(細則第6号) 自己点検・評価 計画表	 機関別認証評価の基準に基づく自己点検・評価を行うことが定められており、施設・設備、学生支援に関する自己点検・評価が含まれる。 機関別認証評価の領域ごとに、5年1サイクルとなる自己点検評価の計画が作成されており、領域3学習環境及び学生支援等に関する内容は令和8年の総点検・評価において実施予定である。

(4) (3)の方針において、自己点検・評価の実施体制(委員会等)が整備されていること。 <input checked="" type="radio"/> 整備されている <input type="radio"/> 整備されていない	◇関係委員会の規程等	
	自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則(細則第6号)	第2条(1)において、「点検・評価委員会が自己点検・評価の総括を行う。」とされており、以降の条文において、関係委員会(学習環境及び学生支援等に関わる委員会等)から提出された自己評価書を点検・評価委員会で評価することになっている。また、質保証に関係する委員会として、別表11に学習環境及び学生支援等に責任を持つ委員会が整理されている。
	組織及び運営に関する規則(規則第1号)	学習環境及び学生支援に関係のある委員会として、学生委員会、寮務委員会、施設整備・環境委員会、安全衛生委員会がある。教育研究活動等及び各教育課程に責任を持つ総務担当副校長との情報交換の場として、本校の執行機関である運営調整会議及び本校の運営に関する審議、合議機関である運営協議会が存在する。
	学生委員会規則(規則第5号)	学生支援に責任を持つ委員会として、学生委員会がある。
	寮務委員会規則(規則第6号)	学生支援に責任を持つ委員会として、寮務委員会がある。
	施設整備・環境委員会規則(規則第15号)	施設設備に責任を持つ委員会として、施設整備・環境委員会がある。
	安全衛生委員会規則(規則第1号)	施設設備に責任を持つ委員会として、安全衛生委員会がある。
	副校長及び事務部長が所掌する委員会規則(規則第14号)	施設整備・環境委員会は事務部長が、学生委員会は学生主事が責任者となる。
	令和6年度学内役職員一覧	学生委員会、寮務委員会、施設整備・環境委員会、安全衛生委員会が確実に組織されている。
(5)第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための方針が定められていること。 <input checked="" type="radio"/> 定められている <input type="radio"/> 定められていない	◇第三者評価に関する基本方針が明示されている規程等	
	自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則(細則第6号)	第3条に外部評価に関する規則が定められている。現在、本校が関係する第三者評価には、運営諮問会議、機関別認証評価、JABEE認定審査、特例認定専攻科審査、KIS認証評価がある。
(6)(5)の方針において、第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための体制が整備されていること。 <input checked="" type="radio"/> 整備されている <input type="radio"/> 整備されていない	◇実施体制等が確認できる資料(学則、関係規程等)	
	自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則(細則第6号)	第3条に、結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための具体的方法が定められている。外部評価について責任を持つ委員会として点検・評価委員会があり、責任者である総務担当副校長との情報交換の場として、本校の執行機関である運営調整会議及び本校の運営に関する審議、合議機関である運営協議会が存在する。
	運営調整会議規則(規則第13号)	総務担当副校長との情報交換の場として、本校の執行機関である運営調整会議がある。
	組織及び運営に関する規則(規則第1号)	執行機関である運営調整会議及び本校の運営に関する審議、合議機関である運営協議会が定められている。
	副校長及び事務部長が所掌する委員会規則(規則第14号)	点検・評価委員会の責任者として総務担当副校長が定められている。
	令和6年度学内役職員一覧	点検・評価委員会が確実に組織されている。

基準

【重点点検・評価項目】

1-2 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針*を踏まえて明確に規定されていること

*卒業(修了)の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)(以下、「DP」という。)

教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)(以下、「CP」という。)

入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)(以下、「AP」という。)

観点1-2-① 以下の事項を内部質保証体制が確認する手順を有していること

(1) DPが学校の目的に基づき定められていること

(2) CPが学校の目的及びDPと整合性をもって定められていること

(3) APが学校の目的に基づき定められていること

(4) 学習成果の達成がDPの求める卒業(修了)に必要な水準となっていること

自己点検・評価結果【A】

令和6年度にアセスメントプランが改定され、アセスメント・チェックリストが定められたことにより、三つの方針を内部質保証体制が確認する手順と方法が明確化された。「自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則」第2条2に、三つの方針に関する自己点検・評価は教務委員会および専攻科委員会を実施することが定められ、「アセスメントプラン(学修成果の評価に関する方針)」において評価レベルに応じて、入学時、在学中、卒業時のそれぞれの具体的な点検方法が定められている。また、実際に点検を行うためのアセスメント・チェックリストが作成されており、点検項目の内容を的確に実施していると評価できる。

自己点検・評価結果欄(該当する○欄をチェック◎)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考
(1) 学校の目的及び三つの方針について、社会の状況等を把握し、学校自らが点検する体制が整備されていること。 ◎ 整備されている ○ 整備されていない	◇点検を行う体制が確認できる資料(関連委員会の規程等)	
	自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則(細則第6号)	第2条2には、三つの方針についての自己点検・評価の方法について定められ、教務委員会および専攻科委員会で実施することとされている。
	アセスメント・プラン(学修成果の評価に関する方針)	三つの方針の評価レベルに応じて、入学時、在学中、卒業時のそれぞれの具体的な点検方法が定められている。
	三つの方針(ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー)に関する具体的な評価方法(アセスメント・チェックリスト)(令和6年度_第9回運営協議会資料)	三つの方針に対する妥当性は検証チェックリストを用いて行われる。
	教務委員会規則(規則第4号)	本科における3つのポリシーに責任を持つ委員会として、教務委員会がある。
	専攻科委員会規則(規則第7号)	専攻科における3つのポリシーに責任を持つ委員会として、教務委員会がある。
	令和6年度学内役員一覧	教務委員会と専攻科委員会が確実に組織されている。

観点1-2-② 教育課程ごとの点検・評価において、領域5の各基準に基づく判断を行うことが定められていること

自己点検・評価結果【A】

「自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則」では、機関別認証評価の全評価項目について自己点検・評価を行うことが定められており、自己点検・評価計画表では、令和7年度に領域5と領域6について自己点検・評価を行うことが計画されている。令和7年度以降適用の機関別認証評価の基準と若干異なるものの、「令和元年度自己点検・評価書」および「令和2年度高等専門学校機関別認証評価自己評価書」において同様な評価項目について自己点検・評価が実施されていることが確認でき、点検項目の内容を的確に実施していると評価できる。一方で、実施細則およびアセスメントプランが定められてからまだ期間が浅く、今後の確実な実施が求められる。

自己点検・評価結果欄(該当する○欄をチェック◎)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考
(1)教育課程ごとの点検・評価において、以下の内容の点検・評価を行うことが規程等で定められていること。(すべての項目にチェック必須)	◇チェック項目の点検・評価が実施されていることが確認できる資料(関連規程等)	
<input checked="" type="checkbox"/> DPが具体的かつ明確であること	自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則(細則第6号)	機関別認証評価の点検項目について自己点検・評価を行うことが定められており、領域5の点検項目が含まれる。
<input checked="" type="checkbox"/> CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること	自己点検・評価 計画表	令和7年度の点検・評価において領域5および6の項目について点検・評価が行われる。
<input checked="" type="checkbox"/> 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること	令和元年度木更津工業高等専門学校自己点検・評価書(本校Web)	令和7年度以降適用の機関別認証評価の基準と若干異なるものの、「令和元年度自己点検・評価書」および「令和2年度高等専門学校機関別認証評価自己評価書」において同様な評価項目について自己点検・評価が実施されている。
<input checked="" type="checkbox"/> DP及びCPIに基づき、適切な授業形態、学習指導方法が採用されていること	令和2年度高等専門学校機関別認証評価自己評価書(本校Web)	同上
<input checked="" type="checkbox"/> 適切な履修指導、支援が行われていること		
<input checked="" type="checkbox"/> CPIに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること		
<input checked="" type="checkbox"/> 学校の目的及びDPIに基づき、公正な卒業判定が実施されていること		
<input checked="" type="checkbox"/> 学校の目的及びDPIに基づき、適切な学習成果が得られていること		
<input checked="" type="checkbox"/> APが具体的かつ明確であること		
<input checked="" type="checkbox"/> 学生の受入が適切に実施されていること		
<input checked="" type="checkbox"/> 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること		

観点1-2-③ 施設・設備、学生支援に関して行う自己点検・評価の方法が定められていること

自己点検・評価結果【A】

「自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則」では、機関別認証評価の全評価項目について自己点検・評価を行うことが定められており、自己点検・評価計画表では、領域3の自己点検・評価において、施設・設備、学生支援の項目について点検・評価が行われる予定となっており、点検項目の内容を的確に実施していると評価できる。

自己点検・評価結果欄(該当する○欄をチェック◎)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考
(1) 基準1-1の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の基準・項目等が設定されていること。	◇自己点検・評価の基準・項目等が確認できる資料(基本方針、関連規程等)	
<input checked="" type="radio"/> 設定されている <input type="radio"/> 設定されていない	自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則(細則第6号)	機関別認証評価の点検項目について自己点検・評価を行うことが定められており、施設・設備、学生支援の点検項目が含まれる。
	自己点検・評価 計画表	令和8年度の総点検において領域3の施設・設備、学生支援の項目についても点検・評価が行われる。

観点1-2-④ 関係者の意見を聴取する仕組みが設けられていること

自己点検・評価結果【B】

「自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則」では、第2条4に、関係者からの意見聴取について書かれており、すべての対象が含まれる。「教育活動に対する意見やデータの収集・蓄積 取り纏め」に記載されるように、各意見聴取は自己点検の対応項目と収集の責任主体が決められており、意見聴取した結果を内部質保証体制が確認する仕組みが設けられている。自己点検・評価においては、各種のアンケートや外部評価である運営諮問会議、JABEEの評価結果等を踏まえて行われており、点検項目に対して点検項目を的確に実施していると評価できる。一方で、「教育活動に対する意見やデータの収集・蓄積 取り纏め」では、各種アンケートの自己点検対応項目、収集の責任主体、収集頻度、実施方法についてまとめているが、「定め」ではないため、改善が必要と考える。また、運営諮問会議規則には「本校の教職員以外の者で、高等専門学校に関し、広く、かつ、高い識見を有する者」との記述があるのみであり、改善が必要と考える。アンケート調査が多く行われているものの、結果を内部質保証に組み入れることが十分にできておらず、改善が必要な可能性がある。卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生（卒業後5年程度たった者）をターゲットとしたアンケートは行われておらず、早急に体制を整える必要がある。今後は、内部質保証に関するアンケート調査等を行った際は、委員会での分析と評価はもちろんのこと、運営協議会にも報告いただけるよう、関係委員会等に働きかけていく。

自己点検・評価結果欄(該当する○欄をチェック◎)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考
(1) 自己点検・評価の実施に際して、次の各関係者の意見が反映されるようになっていること。 (すべての項目にチェック必須)	◇自己点検・評価の基準・項目等が確認できる資料(基本方針、関連規程等)	
<input checked="" type="checkbox"/> 教員	自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則(細則第6号)	第2条4に、関係者からの意見聴取について書かれており、すべての対象が含まれる。また、その目的は「自己点検・評価の実施に際して」とされており、意見聴取した結果を内部質保証体制が確認する仕組みが設けられている。
<input checked="" type="checkbox"/> 職員	教育活動に対する意見やデータの収集・蓄積 取り纏め	収集の責任主体、収集頻度、実施方法についてまとめられているが、「定め」ではないため、改善が必要と考える。
<input checked="" type="checkbox"/> 在学生	アセスメント・プラン(学修成果の評価に関する方針)	アセスメント・プランには、入学時アンケート、授業評価アンケート、卒業生・修了生アンケートを用いて、検証・評価することが記されている。
<input checked="" type="checkbox"/> 卒業(修了)時の学生	運営諮問会議規則	運営諮問会議規則には、「本校の教職員以外の者で、高等専門学校に関し、広く、かつ、高い識見を有する者」としか書かれておらず、委員を具体的に定めるよう改善が必要な可能性がある。
<input checked="" type="checkbox"/> 卒業(修了)から一定年数後の卒業(修了)生	◇就職先又は進学先について、関係者の参画する会議体、対象としたアンケートに係る規程等	
<input checked="" type="checkbox"/> 保護者	自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則(細則第6号)	第2条4に、関係者からの意見聴取について書かれており、すべての対象が含まれる。
<input checked="" type="checkbox"/> 中学校・地方公共団体・民間企業その他の関係者	教育活動に対する意見やデータの収集・蓄積 取り纏め	収集の責任主体、収集頻度、実施方法についてまとめられているが、「定め」ではないため、改善が必要と考える。

(2) 自己点検・評価の実施において、聴取された意見の評価結果及び他の様々な評価の結果や指摘の内容を踏まえて行っているか。(複数チェック可)		◇各評価結果等を踏まえて自己点検・評価が行われていることを示す報告書等の該当箇所(自己点検評価報告書の該当箇所又は担当組織の議事要旨、会議資料等)	
【在学生の意見聴取】		令和6年度後期授業評価アンケート結果のまとめ	令和6年度より授業評価アンケートはWebClassにより実施している。
<input type="checkbox"/> 学習環境に関する評価		令和元年度木更津工業高等専門学校自己点検・評価書(本校Web)	観点2-4-①の項目において、授業評価アンケートが自己点検・評価に用いられていることが分かるが、内部質保証体制としての点検が十分とは言えず、改善が必要な可能性がある。
<input checked="" type="checkbox"/> 学生による授業評価			
<input type="checkbox"/> 学生による満足度評価(進級時等、卒業(修了)前の評価)			
<input type="checkbox"/> その他			
【卒業(修了)時の意見聴取】		高専機構 卒業生・修了生アンケート	毎年、高専機構の共通フォーマットを用いて卒業・修了時にアンケートを実施しているが、内部質保証体制としての点検が十分とは言えず、改善が必要と考える。
<input checked="" type="checkbox"/> 卒業(修了)時の学生による満足度評価		専攻科課程の修了時におけるアンケート調査内容	専攻科修了時にDPの達成度についてアンケートを行っているが、内部質保証体制としての点検が十分とは言えず、改善が必要な可能性がある。
<input type="checkbox"/> その他			
【卒業(修了)後の意見聴取】			卒業(修了)から一定年数後の卒業(修了)生(卒業後5年程度たった者)をターゲットとしたアンケートは行われておらず、早急に体制を整える必要がある。
<input type="checkbox"/> 卒業(修了)後の学生による学習成果の効果に関する評価		求人企業の皆様へのアンケート(本校Web)	
<input checked="" type="checkbox"/> 就職先等による卒業生に対する評価		令和元年度木更津工業高等専門学校自己点検・評価書(本校Web)	観点8-3-②の項目において、進路先関係者へのアンケートが自己点検・評価に用いられていることが分かるが、内部質保証体制としての点検が十分とは言えず、改善が必要と考える。
<input type="checkbox"/> その他			
【外部評価】			
<input checked="" type="checkbox"/> 外部有識者の検証		令和5年度運営諮問会議議事録	令和5年度運営諮問会議においては、スタートアップ教育環境の整備および国際交流の活性化について重点的に諮問され、委員より提言及び助言が行われた。
<input checked="" type="checkbox"/> 教育活動に関する第三者評価(機関別認証評価、JABEE等。)		令和5年度運営諮問会議提言及び助言に係る対応表(案)(令和5年度_第12回運営協議会資料)	令和5年度運営諮問会議にて受けた提言や助言は、令和5年度第12回運営協議会に提出され、対応する委員会が決定された。
<input type="checkbox"/> 設置計画履行状況調査		2022年度JABEE認定審査結果報告書(令和6年度_第3回運営協議会資料)	2022年度JABEE認定審査結果は令和6年度第3回運営協議会で報告された。
<input type="checkbox"/> その他		資料1-2-4-(2)-08_改善・検討指示書(案)(令和6年度_第4回運営協議会資料)	第4回運営協議会において、JABEEからの指摘事項に対する対応委員会が決定された。
観点1-2-⑤ 内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果(設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受けた第三者評価の結果を含む。)を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること			
自己点検・評価結果【A】			
「自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則」では、第三者評価の結果は点検・評価委員会から校長に委員会意見を付して報告され、校長は改善や検討が必要だと認めた際は、改善・検討指示書を運営協議会に提出する手順が定められている。このことから点検項目の内容を的確に実施していると評価できる。一方で、実施細則が定められてからまだ期間が浅く、今後の確実な実施が求められる。			
自己点検・評価結果欄(該当する○欄をチェック◎)		自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考
(1) 基準1-1の方針において、若しくは同方針に基づいて、自己点検・評価の結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順が規定されていること。		◇自己点検・評価の結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順を定めた規程等	
◎ 規定されている ○ 規定されていない		自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則(細則第6号)	第2条に、自己点検・評価の結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順が定められている。

観点1-2-⑥ 内部質保証体制において承認された対応措置の計画を実施する手順が定められていること

自己点検・評価結果【A】
 「自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則」では、運営協議会で校長から提出された改善・検討指示書の対応委員会等が決定されることが定められ、以降は各委員会で計画を実施する手順となる。このことから点検項目の内容を的確に実施していると評価できる。一方で、実施細則が定められてからまだ期間が浅く、今後の確実な実施が求められる。

自己点検・評価結果欄(該当する○欄をチェック◎)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考
(1)内部質保証体制において承認された対応措置の計画を実施するための手順が規定されていること。 <input checked="" type="radio"/> 規定されている <input type="radio"/> 規定されていない	◇内部質保証体制において承認された対応措置の計画を実施するための手順を定めた規程等 自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則(細則第6号)	第2条(5)に、対応措置の計画を実施するための手順として、「校長は、改善の必要を認める際は、改善・検討指示書を運営協議会に提出し、運営協議会において対応委員会等を決定後、関係委員会等に対して改善および検討を指示することができる。」と定められている。改善・検討を行うのは、指示を受けた委員会等となる。

観点1-2-⑦ 内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、必要な対処方法を決定する手順が定められていること

自己点検・評価結果【A】
 「自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則」では、改善および検討を指示された委員会等は、指定された期日までに改善・検討結果報告書を点検・評価委員会に提出しなければならないと定められている。点検・評価委員会は、提出された改善・検討結果報告書の内容を精査し、達成度に応じた評価を付して校長に報告することになる。校長は、継続した改善の必要を認める際は、継続改善・検討指示書を運営協議会に提出し、関係委員会等に対して更なる改善および検討を指示できると定められている。このことから点検項目の内容を的確に実施していると評価できる。一方で、実施細則が定められてからまだ期間が浅く、今後の確実な実施が求められる。

自己点検・評価結果欄(該当する○欄をチェック◎)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考
(1) 対応計画の進捗の確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順が規定されていること。 <input checked="" type="radio"/> 規定されている <input type="radio"/> 規定されていない	◇対応計画の進捗確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順について定めた規程等 自己点検・評価および外部評価と改善に関する実施細則(細則第6号)	第2条(6)～(8)に対応計画の進捗確認、進捗状況に応じた対応を決定する手順が、「改善および検討を指示された委員会等は、指定された期日までに改善・検討結果報告書を点検・評価委員会に提出しなければならない。点検・評価委員会は、提出された改善・検討結果報告書の内容を精査し、達成度に応じた評価を付して校長に報告する。校長は、継続した改善の必要を認める際は、継続改善・検討指示書を運営協議会に提出し、関係委員会等に対して更なる改善および検討を指示することができる。」のように定められている。

観点1-2-⑧ 自己点検・評価の結果が公表されていること

自己点検・評価結果【A】
 自己点検・評価の結果は、本校Webページにおいて公開されており、点検項目に対して対応を実施していると評価できる。

自己点検・評価結果欄(該当する○欄をチェック◎)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考
(1)自己点検・評価を実施し、その結果が公表されていること。 <input checked="" type="radio"/> 公表されている <input type="radio"/> 公表されていない	ウェブサイト掲載項目チェック表	自己点検・評価の結果および法律により公開が定められており項目について、ウェブサイトに掲載され、公表されている。

基準

【重点点検・評価項目】

1-3 自己点検・評価や第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けていること

観点1-3-① 内部質保証体制において、機関別認証評価や第三者評価の結果を踏まえた改善がなされていること

自己点検・評価結果【A】

2022年度JABEE認定継続審査において、改善が必要な点が指摘された。これを受けて点検・評価委員会は審査結果を令和6年度第3回運営協議会に報告し、校長は第4回運営協議会に改善・検討指示書を提出した。運営協議会では、対応委員会が決定され、各委員会に改善が指示された。その後、各委員会で改善検討が進められており、令和6年度中の改善が見込まれている。このように、内部質保証体制が、第三者評価の結果を踏まえた課題等を確認し、実際に改善を進めており、点検項目に対して的確に実施していると評価できる。

自己点検・評価結果欄(該当する○欄をチェック◎)	自己点検・評価の根拠資料・説明等欄	備考
(1) 前回の機関別認証評価における評価結果において、「改善を要する点」として指摘された事項に対応していること。 ◎ 対応している ○ 対応していない	◇対応状況が確認できる資料(指摘事項に対する改善策を審議・策定していることが確認できる会議資料、議事録等) 令和2年度実施 高等専門学校機関別認証評価 評価報告書(本校Web)	前回の機関別認証評価における評価結果において、「改善を要する点」として指摘された事項はないため、対応は行っていない。
(2)(1)以外で、自己点検・評価や第三者評価の結果を踏まえた課題等を確認し、実際に改善していること。 ○ 行っている ○ 行っていない	◇基準1-2の各観点に係る取組において実施した対応や措置が確認できる資料(自己点検・評価報告書、第三者評価の該当箇所、その他) 令和6年度第03回運営協議会議事要旨 2022年度JABEE認定継続審査結果報告書(令和6年度_第3回運営協議会資料) 令和6年度第2回点検・評価委員会議事要旨 令和6年度第04回運営協議会議事要旨 改善・検討指示書(案)(令和6年度_第4回運営協議会資料) ◇評価結果を受けた改善の取組が確認できる資料(改善例等) 令和6年度第2回点検・評価委員会議事要旨 現時点において、2023年度JABEE認定継続審査による指摘事項に対し、各委員会において改善が進んでおり、令和6年度末までに改善が見込まれる。	2022年度JABEE認定継続審査結果は令和6年度第3回運営協議会で報告された。 同上 令和6年度第2回点検・評価委員会において、校長に報告する内容について審議され、決定された内容で校長に報告が行われた。 第4回運営協議会において、JABEEからの指摘事項に対する対応委員会が決定された。 同上 点検評価委員会では、授業評価アンケートの改善、シラバスの記述内容まで踏み込んだ確認の仕組みの改善について検討が行われた。